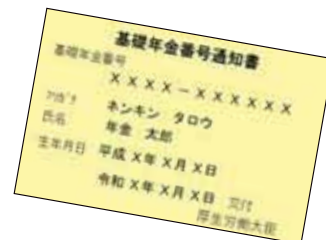


お知らせ

国民年金保険料の免除申請を受け付けます



経済的な理由などで保険料を納めることが困難な方には、保険料の納付が免除（猶予）される制度があります。免除（猶予）には申請が必要で、所得審査があります。

免除・猶予制度

▷保険料免除

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合 保険料の全額または一部（1/4、1/2、3/4）を免除

▷納付猶予

50歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合 保険料の納付を猶予
※学生の方は、学生納付特例をご利用ください。

申請に必要な物

- ▷基礎年金番号通知書または年金手帳などの基礎年金番号が分かるもの
- ▷退職を理由に申請する方は、雇用保険の「離職票」「受給資格者証」など

保険料の追納

保険料免除・納付猶予・学生納付特例の期間は、10年以内であればさかのぼって保険料を納めることができます。

申請の手続き

7月1日(金)から、市民課または多治見年金事務所で、令和4年度分（令和4年7月～令和5年6月）を受け付けます。

※2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

国民年金保険料には特例免除があります

失業、事業の廃止、天災などにあった方や障がい者、寡婦の方、新型コロナウイルス感染症の影響で納付が困難になった方は相談してください。

問 市民課保険年金係（内線123）または多治見年金事務所（☎0255）

お知らせ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給しています

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々の支援を行うため、国の制度に基づき、給付金を支給しています。受給には手続きが必要です。



令和3年度分の非課税分または家計急変分で、すでに臨時特別給付金を受け取った世帯は、新たに受け取ることはできません。

対象となる世帯

▶住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点で土岐市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯（ただし、住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと）

▶家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降の家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が、住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯

手続き

▶住民税非課税世帯

対象の世帯に案内を送付します。案内にある「確認書」を返送してください。

▶家計急変世帯

対象の世帯は、福祉課などで配布している申請書を提出する必要があります。対象になる給与などの額は、市ホームページで公開しています。

支給額

1世帯当たり10万円 ※給付金の支給は、住民税非課税世帯か家計急変世帯かどちらか1回です。

問 福祉課（内線226）